

鋼船規則検査要領

Q 編

鋼製はしけ

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

Q 編 鋼製はしけ

Q22 として次の 1 章を加える。

Q22 タンクはしけ

Q22.1 一般

Q22.1.4 通風装置

規則 Q 編 22.1.4-3.にいう「火花を生じない構造のもの」とは, R4.5.4-1.(2)に適合する通風機をいう。この規定の適用上, 当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には, 13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

附 則

1. この達は, 2016 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。